



各国の危機管理組織の概要

	アメリカ合衆国	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	台湾	
危機管理対応を行う組織の概要	組織名称	FEMA(Federal Emergency Management Agency 連邦危機管理庁)	内閣府CCS(Civil Contingencies Secretariat 民間緊急事態事務局)	BBK(Federal Office of Civil Protection and Disaster Assistance:市民保護・災害援助の連邦政府機関)	内務省DSC(Directorate of Civil Defense and Security 民間防衛・安全理事会)	安全行政部NEMA(National Emergency Management Agency 消防防災庁)	
	組織規模	常勤職員7,672名、非常時対応要員10,600名	職員約60名	職員344名		職員435名	
	予算規模	約136億USD	平時対応(緊急事態対応は各省庁が負担)			約3億USD	
	ハザードの種類	基本的にオールハザード・アプローチ	自然災害や伝染病、テロリズム、社会インフラの停止など			自然災害及び火災・爆発・交通事故等の人的災害	政府全体としてオールハザードを想定
専門組織との関係	特殊な事象は専門知識を有する省庁が主導	主幹省庁(LGD)が定められており、CCSが各機関を調整			原子力防災は、中央緊急時対策本部を設置	法律に定めがない場合、中央災害予防・対応会議が主管機関を指定	
平時対応	組織構成	全米を10ブロックに分け、ブロック毎に常設の地域事務所を設置		民間人保護及び防災救護の技術的支援を行う連邦技術支援隊(THW)を設置		1官(企画調整官)、3局(予防安全局、消防政策局、防災管理局)	中央災害予防・対応会議(中央防災会議に相当)と、事務局機能を果たす災害防救辦公室
	主な業務・権限	年に一度、米国が直面するリスクやこれまでの対応状況を評価、災害対応・復旧のための計画立案や事前準備等	・リスク評価、準備と計画、対応と復旧、強靱な社会の構築 ・警察や消防、救急サービス等他の機関も緊急事態対応の責務が課される「マルチ・エージェンシー体制」構築	・平時における災害対応、普及対応は州が担当 ・州の対応は全て郡及び市町村に権限委譲され、実際の災害活動は郡、市町村レベルで実施	内務大臣が、国内全域の災害時の地域・公共施設等への救済措置を準備し、緊急事態における資源の調整を行う	危険要因の排除、人的資源の確保、防災設備の管理、リソース確保、大型施設の点検、危険エリアの把握、政府への助言	防災政策・措置の研究、防災の基本方針及び防災基本計画の研究、防災業務計画及び地方防災計画の予備審査、災害警報や観測等
非常時対応	大規模・広域災害時の対応組織	州知事からの要請で、大統領により大規模災害宣言又は緊急事態宣言を発令すると、連邦調整官を任命し、FEMAを中心に連邦援助を開始	内閣府ブリーフィングルーム(COBR)が立ち上がり、民間緊急事態委員会において国家としての対応方針を検討	内務省に省庁間を調整する組織を立ち上げ、他の連邦省庁や他の州と連携して、被災地への支援の調整を図る	災害の規模等に応じて、市町村、県、管区、国と、レベルが上がっていく。県ごと、管区ごとに、災害対策計画(ORSEC計画)を作成	安全行政部内に安全行政部長官を本部長として中央災難安全対策本部を設置	主管機関の主導によって中央災害対応センターを設置
	組織の権限・役割	・政府としてESF(緊急支援業務)を定め、15に類型化された業務の遂行部門について、調整機関主要機関、サポート機関として各省庁を指定 ・各機関相互の調整が難航する場合、FEMAが最終的な調整を図る	・緊急事態ごとに定められたLGDを中心に、複数の省庁が連携し緊急事態対応に当たる。 ・他の省庁はLGDの対応の支援を行う(他の省庁への指揮命令権限はない)。	・国内のすべての自治体に、災害時における指揮命令などの手法を示した規則「General Incident Command regulation 100(通称「DV100」)」を適用している ・州が記載事項に従う義務はない	・国は、地域・公共施設等への救済措置を準備、資源を調整 ・管区は防衛管区内の資源を調整 ・県は、公的及び私的な資源の確保と県内の資源を調整	・本部長は実動職員や災難管理責任機関職員の派遣要請、軍部隊を要請できる ・安全行政部は消防と警察の活動を統合的に調整 ・現場情報管理官も被災地派遣されることがある ・中央災難安全対策本部は、地方自治体に設置される災難安全対策本部を指揮	・災害の種類などにより、災害の予防や対応、復興を担当する主管機関を定めている ・被災状況に応じて、現地に前進指揮所を設置 ・中央災害センターは前進指揮所を通じて、各中央省庁の被災地での業務を調整、被災現場の確認、支援物資調整、救援活動を実施
	他機関との連携	全国10か所の地域事務所から被災地に職員を派遣、連邦政府と州政府との間の連絡・調整を実施	・緊急事態要員が現地に派遣されコミュニティ・地方自治省との連絡調整を実施する。			「国家災難管理支援システム」で、災害情報を効率的に伝達・共有、各地方自治体内の担当者は、把握された情報を逐次入力、携帯情報端末などで被害現場の状況も伝える	・中央災害予防・対応業務主管機関だけで対応できない場合、軍の支援が要請できる ・人数や派遣先、人員分配、その他関連事項は、国防部と内政部が決める

特徴

- 米国では、1988年に制定された「ロバート・スタフォード災害救助・緊急事態支援法」で、連邦政府に関する災害対応の他、州及び地方政府との連携による体系的な災害対応や緊急支援の方策を示す
- また、連邦政府が、大規模災害や緊急事態時に実施すべき具体的な行動指針、連邦と地方政府間の協力体制を示した「連邦対応計画(Federal Response Plan2: FRP)」も、同法に基づき、併せて策定
- 自主防災活動は、ボランティアである市民部隊が主力となり実施

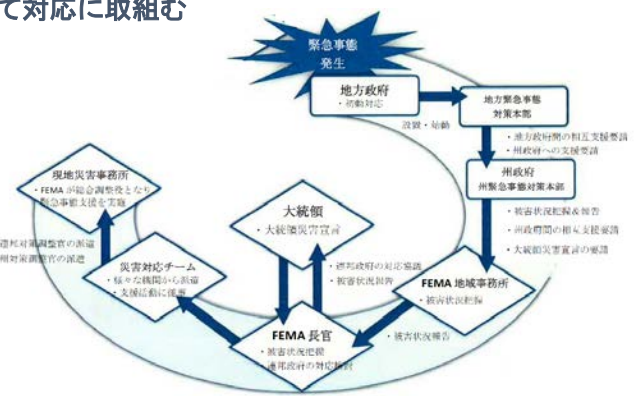
米国の災害時における連邦政府と地方政府の対応

1. 地方政府レベルでの対応

- 災害が発生した場合、現地の警察や消防等の初動対応機関から、発生地域を管轄する地方政府(郡・市・町)に報告される
- 地方政府の首長は、当該報告に基づき、被害状況を即座に把握した上、緊急事態対策本部を設置し、様々な対応を実施
- 首長は、緊急事態対応の追加支援が必要であると判断した場合、まずは、他の自治体との相互支援協定に基づき、地方政府間で支援を要請
- 最後に、これらの支援をもってしても、当該対応が困難である場合は、首長を通じて、州知事に支援を要請

2. 州政府レベルでの対応

- 州政府は、地方政府からの要請に基づき、被害状況を把握した上、州の緊急事態対策本部を設置し、被害状況を連邦緊急事態管理庁(FEMA)の地域事務所に報告
- 州知事は被害が甚大、かつ広範囲に及ぶと判断した場合は、州緊急事態宣言を宣言し、州をあげて対応に取り組む
- また、州知事の判断のもと、当該対応の追加支援が必要である場合は、他州との相互支援協定に基づき、州政府間で支援を要請
- 州知事が、これらの支援等をもってしても、対応が困難であると判断した場合は、FEMAを通じて、大統領災害宣言を要請



米国における住民の自主防災組織(CERT)の概要

1. CERTの概要

- 市民防災組織の1つであり、緊急事態(特に混乱状態に陥りやすい災害の初期段階)において自分達の手でコミュニティを守るという「自助」「共助」を実現するための組織
- 災害時の活動、初動対応者への支援、被災者への応急措置、ボランティアの組織化などを実施することが任務
- CERTを育成するための教育プログラムがあり、2012年現在、全米50州、プエルトリコ及び北マリアナ諸島で広く採用されている



出典：FEMAホームページ

2. 役割

- CERTメンバーは、最優先事項として、自身の安全を念頭に置くことから、危険を冒してまで自らの能力や訓練以上の活動は行わない
- メンバーは、CERTの活動期間中、行政職員等をサポート
- 主な活動内容は、主に以下の12点
 - ①住民の避難誘導
 - ②道路での交通整理の補助
 - ③近隣住民の安否確認
 - ④行政の支援機関や他チームとの情報交換及び連絡調整
 - ⑤物品や食料等の運搬場所の指定
 - ⑥小規模火災の消火
 - ⑦行方不明者の捜索と救援
 - ⑧建物の損壊評価
 - ⑨トリアージや治療エリアの設置と医療措置
 - ⑩遺体安置所の保護
 - ⑪訓練を受けていないボランティアの管理
 - ⑫その他リーダーによって指示された任務
- 以下の事柄はCERTにより行われ~~ない~~活動
 - ①大規模火災の消火活動
 - ②極度に破損し、危険と判断される建物内における活動
 - ③専門的な危険性物質(放射性・化学・核物質など)への対応
 - ④訓練レベル以上の医療措置、消火、捜索及び救援活動